

「令和 8 年度 BCP 策定・ブラッシュアップ促進に係る普及啓発業務」公募型プロポーザルに関する質問への回答

番号	質問内容	回答
1	募集要領「6. プロポーザルへの参加資格」(14)において、「仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されていること」が参加資格の一つとして記載されておりますが、当社は現時点で同名簿への登録がございません。同名簿は申請受付時期が限定されていると承知しておりますが、下記についてご教示いただけますでしょうか。 同名簿への登録は、本プロポーザルへの参加における必須条件でしょうか。 実績等の他の要件を満たしている場合、名簿未登録であっても参加は可能でしょうか。 参加資格として、募集要領に明記されている事項（名簿登録を含む(1)～(14)等）以外に満たすべき資格要件はございますでしょうか。 募集要領に記載のない追加的な資格要件は無いという理解でよろしいでしょうか。	募集要領6.(14)に関して、以下の通り記載に誤りがございました。申し訳ありません。 よって、仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されていることは必須条件となりません。 また、ご認識の通り、募集要領に記載のない追加的な資格要件はありません。 【正】 提出された書類等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となることに同意すること。 【誤】 提出された書類等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となることに同意すること仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
2	仕様書「5. 委託業務内容」の「(2) BCP SENDAI への誘導及び接触機会の創出」につきまして、「ウ. 実施手法、媒体及び具体的な内容については受注者から提案すること。」との記載がございます。 BCP SENDAI を拝見しますと動画も作成されております。受注者が提案することになってはおりますが、動画も作成する必要性を含めて検討すべきでしょうか（動画作成の可能性があるか否か）？	本事業の目的を達成するため、動画コンテンツの活用が必要であると考える場合には、動画作成の必要性も含めてご検討願います。
3	仕様書「6. 成果物等」につきまして、「普及啓発コンテンツ等（完成品）」と「BCP SENDAI への誘導及び接触機会の創出に係る制作物等（完成品）」をご提出することになっておりますが、BCP SENDAI 等の HP 自体を更新する形でなく、ワード・パワーポイント・PDF等で提出する形でよろしいでしょうか？	成果物の提出に当たっては、仕様書に記載の通り、「PDF等の完成品」に加え、「発注者が再利用できる編集可能なデータ」を提出してください。
4	「提案審査型随意契約（プロポーザル）方式による事業者募集要領」の「11. 企画提案書等の提出」につきまして、「本要領15 に記載の事務局あてに電子メールで提出すること。」との記載がある一方、「⑤ 規格は A 4 判(縦向き・横向きは不問)、両面印刷長辺綴じとする。」と郵送を想定しているような記載もございました。企画提案書等も電子メールで提出するという認識でよろしいでしょうか？	「11.企画提案書等の提出」に記載の通り、企画提案書等は当該規格となるよう作成し、事務局あて電子メールにより提出してください。 なお、郵送による提出については想定しておりません。
5	本業務を進めるにあたり仙台市様からいただける資料はございますでしょうか？	本業務を進めるにあたり必要となる資料等については、契約締結後に受託者と協議のうえ、必要に応じてご提供させていただきます。
6	企業連合を行なって本業務の審査に参加する場合、提出書類の⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は代表の企業のための提出で良いのでしょうか。もしくは、参加する企業全ての提出となりますでしょうか。	参加する全ての企業分ご提出願います。